

## 豊橋市指定ごみ袋製造等の承認に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成5年豊橋市条例第20号)第17条第2項に規定する市長が指定する袋(以下「指定ごみ袋」という。)の製造等の承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋の規格は、別表に掲げるとおりとする。

### (指定ごみ袋製造等の承認申請)

第3条 指定ごみ袋を製造しようとする者(以下「申請者」という。)は、指定ごみ袋承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付して市長に申請し、承認を得なければならない。

- (1)申請者が法人である場合には、定款又は登記簿謄本
- (2)申請者が個人である場合には、住民票等身分を証明する書面の写し
- (3)誓約書(様式第2号)
- (4)印刷前の商品見本(指定ごみ袋と外袋)及び印刷レイアウト図(指定ごみ袋と外袋)
- (5)指定ごみ袋の厚さ、強度の試験成績書

2 前項の規定にかかわらず、申請者の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるときは、市長は、同項の承認をしない。

### (指定ごみ袋製造等の承認)

第4条 市長は、前条の申請が指定ごみ袋の規格に適合すると認めるときは、これを承認し、当該申請者に承認番号を付した指定ごみ袋承認通知書(様式第3号)により通知する。

### (内容の変更)

第5条 前条の承認を受けた者(以下「承認事業者」という。)は、当該承認内容に変更を生じた場合は、指定ごみ袋変更届(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添付し、届出なければならない。ただし、指定ごみ袋の容量及び厚さの変更は新たな申請とする。

### (指定ごみ袋製造等の廃止)

第6条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造を廃止しようとするときは、指定ごみ袋廃止届(様式第5号)により市長に届出なければならない。

### (改善等の指示)

第7条 市長は、承認事業者が製造する指定ごみ袋が指定ごみ袋の規格に適合しないと認めるときは、承認者に対し改善の指示及び指導をすることができる。

### (承認の取消し)

第8条 市長は、承認事業者がこの要綱に違反し、又は前条の指示等に従わないときは、当該承認事業者指定ごみ袋承認取消通知書(様式第6号)を通知し、当該承認を取り消すことができ

きる。

- 2 前項の規定による承認の取消しによって承認事業者が生じた損害に対して、市は賠償の責めを負わない。

(承認事業者の責務)

第9条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市指定ごみ袋製造等の承認に関する要綱の規定により作成されている様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号は、改正後の豊橋市指定ごみ袋製造等の承認に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (令和5年3月1日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市指定ごみ袋製造等の承認に関する要綱の規定により作成されている指定ごみ袋は、改正後の豊橋市指定ごみ袋製造等の承認に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

指定ごみ袋の規格

指定ごみ袋の種類	もやすごみ			
材質	高密度ポリエチレン（炭酸カルシウムの含有は認めない）			
容量（基準）	45リットル	30リットル	20リットル	10リットル
寸法（推奨）	縦 850mm 横 500mm マチ 200mm	縦 700mm 横 360mm マチ 140mm	縦 680mm 横 320mm マチ 160mm	縦 540mm 横 310mm マチ 140mm
厚さ	0.030mm 以上		0.020mm 以上	
引張強度	29.4MPa(300kgf/cm <sup>2</sup> )以上			
品質	JIS Z 1702 及び JIS Z 1711 に規定する品質に適合すること 品質：JIS Z 1702 3 に準ずる 外観：JIS Z 1711 7.1 に準ずる 性能：JIS Z 1711 7.2 に準ずる 寸法、厚さの誤差の許容範囲は、JIS Z 1711 6.2 に準ずる			
袋の色	無色半透明			
透明度	内容物が目視で識別できる程度の透明性を有するものであること			
形状	手提げ型ガセット袋（ベロ付き可） 所定の容量のごみを入れた状態で、袋の口を縛れること			
印刷	片面1色印刷（赤色）			
顔料	カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。			
外袋の材質	焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある有害物質を発生しないもの			
指定袋への記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊橋市指定ごみ袋（ひらがなルビ付き、外国語併記）</li> <li>● もやすごみ（外国語併記）</li> <li>● 啓発事項</li> <li>● 豊橋市承認番号</li> <li>● 袋の容量</li> <li>● 豊橋市環境部のキャラクター「かん田きょう子さん」のロゴ</li> </ul> ※外国語は、ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語とする ※詳細は「別図1」を参考			
外袋への記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊橋市指定ごみ袋（ひらがなルビ付き、外国語併記）</li> <li>● もやすごみ用（外国語併記）</li> </ul> ※外国語は、ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語とする <ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊橋市承認番号</li> <li>● 袋の容量、大きさ、厚さ等袋の規格に関すること</li> <li>● 枚数</li> <li>● 指定袋の形状</li> <li>● 連絡先等登録者に関すること</li> <li>● PL法に基づく表示、家庭用品品質表示法に基づく表示</li> <li>● 啓発事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この袋は、家庭から出る「もやすごみ」をごみステーションに出すときに使う袋です（ひらがなルビ付き）</li> <li>・ 事務所や飲食店、農業などのごみはごみステーションに出せません</li> </ul> </li> </ul>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外袋から指定袋を1枚ごとに取り出せる形態とする</li> <li>● 1セット当たりの枚数の指定はなし</li> <li>● 外袋のおもて面右上に直径 5mm～10mm のパンチ穴を1つ設けること</li> </ul>			

別図1 もやすごみ指定ごみ袋記載例

とよはししてい かていよう ぶくろ  
**豊橋市指定 家庭用ごみ袋**

外国語表記  
(ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語)

**もやすごみ**

外国語表記  
(ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語)

き ひ ひ で あさ じ ぶん すてーしょん だ  
決められた日の日の出から朝 8時30分までにごみステーションに出しましょう  
かみるい りさいくる  
紙類はリサイクルしましょう

外国語表記  
(ポルトガル語、英語、中国語、  
ベトナム語)

リットル表記  
(袋の容量●ℓ)

豊橋市承認番号  
○○○○○



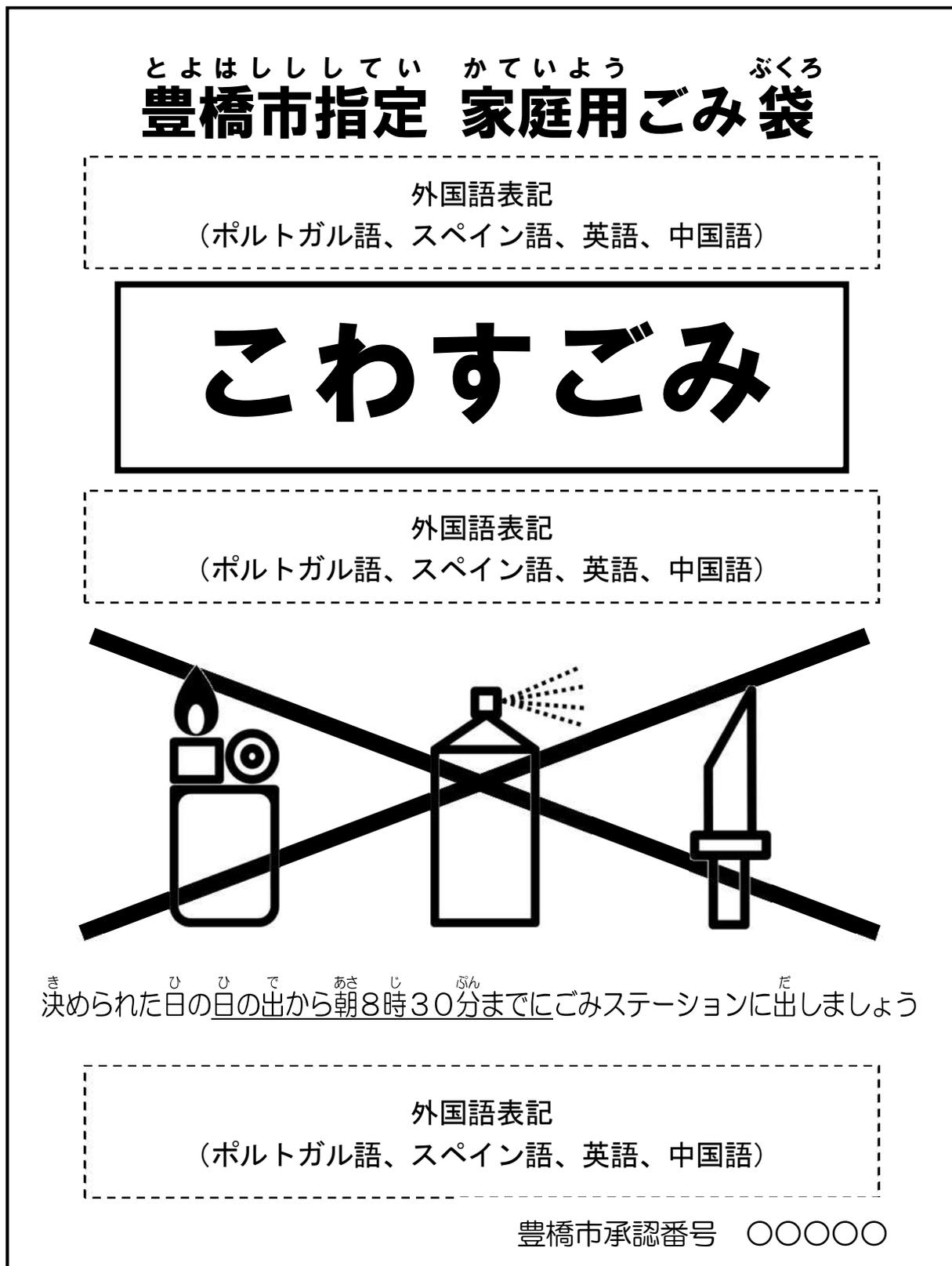
かん田きょう子さん  
©豊橋市

- ・ 上記の表示項目は必ず印刷すること
- ・ 文字の書体、大きさ、レイアウトは問わないが、本記載例に近い表示とすること
- ・ 袋の中にごみを入れ、口をしばった状態で表示内容が読めるよう配置すること
- ・ 外国語表記部分の破線は印刷不要、また、外国語の表記内容は豊橋市が別に通知する
- ・ 「かん田きょう子さん」のロゴデータは豊橋市が別に通知する

指定ごみ袋の規格

指定ごみ袋の種類	こわすごみ			
材質	低密度ポリエチレン（炭酸カルシウムの含有は認めない）			
容量（基準）	45リットル	30リットル	20リットル	10リットル
寸法（推奨）	縦 850mm 横 500mm マチ 200mm	縦 700mm 横 360mm マチ 140mm	縦 680mm 横 320mm マチ 160mm	縦 540mm 横 310mm マチ 140mm
厚さ	0.040mm 以上		0.025mm 以上	
引張強度	19.6MPa(200kgf/cm <sup>2</sup> )以上			
品質	JIS Z 1702 及び JIS Z 1711 に規定する品質に適合すること 品質：JIS Z 1702 3 に準ずる 外観：JIS Z 1711 7.1 に準ずる 性能：JIS Z 1711 7.2 に準ずる 寸法、厚さの誤差の許容範囲は、JIS Z 1711 6.2 に準ずる			
袋の色	白色半透明			
透明度	内容物が目視で識別できる程度の透明性を有するものであること			
形状	手提げ型ガセット袋（ベロ付き可） 所定の容量のごみを入れた状態で、袋の口を縛れること			
印刷	片面1色印刷（黒色）			
顔料	カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。			
外袋の材質	焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある有害物質を発生しないもの			
指定袋への記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊橋市指定ごみ袋（ひらがなルビ付き、外国語併記）</li> <li>● こわすごみ（外国語併記）</li> <li>● 啓発事項</li> <li>● 豊橋市承認番号</li> </ul> ※外国語は、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語とする ※詳細は「別図2」を参考			
外袋への記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊橋市指定ごみ袋（ひらがなルビ付き、外国語併記）</li> <li>● こわすごみ用（外国語併記）</li> </ul> ※外国語は、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語とする <ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊橋市承認番号</li> <li>● 袋の容量、大きさ、厚さ等袋の規格に関すること</li> <li>● 枚数</li> <li>● 指定袋の形状</li> <li>● 連絡先等登録者に関すること</li> <li>● PL法に基づく表示、家庭用品品質表示法に基づく表示</li> <li>● 啓発事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この袋は、家庭から出る「こわすごみ」をごみステーションに出すときに使う袋です。（ひらがなルビ付き）</li> <li>・ 事務所や飲食店、農業などのごみはごみステーションに出せません</li> </ul> </li> </ul>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外袋から指定袋を1枚ごとに取り出せる形態とする</li> <li>● 1セット当たりの枚数の指定はなし</li> <li>● 外袋のおもて面右上に直径 5mm～10mm のパンチ穴を2つ設けること</li> </ul>			

別図2 こわすごみ指定ごみ袋記載例



- ・ 上記の表示項目は必ず印刷すること
- ・ イラストや文字の書体、大きさ、レイアウトは問わないが、本記載例に近い表示とすること
- ・ 袋の中にごみを入れ、口をしばった状態で表示内容が読めるよう配置すること
- ・ 外国語表記部分の破線は印刷不要、また、外国語の表記内容は豊橋市が別に通知する

指定ごみ袋の規格

指定ごみ袋の種類	生ごみ				
材質	高密度ポリエチレン（炭酸カルシウムの含有は認めない）				
容量（基準）	30リットル	15リットル	10リットル	5リットル	2リットル
寸法（推奨）	縦 700mm 横 360mm マチ 140mm	縦 610mm 横 320mm マチ 150mm	縦 540mm 横 310mm マチ 140mm	縦 420mm 横 230mm マチ 130mm	縦 360mm 横 160mm マチ 100mm
厚さ	0.030mm 以上	0.015mm 以上			
引張強度	29.4MPa(300kgf/cm <sup>2</sup> )以上				
品質	JIS Z 1702 及び JIS Z 1711 に規定する品質に適合すること 品質：JIS Z 1702 3 に準ずる 外観：JIS Z 1711 7.1 に準ずる 性能：JIS Z 1711 7.2 に準ずる 寸法、厚さの誤差の許容範囲は、JIS Z 1711 6.2 に準ずる				
袋の色	黄色半透明 顔料は1%以上を配合すること				
透明度	内容物が目視で識別できる程度の透明性を有するものであること				
形状	手提げ型ガセット袋（ベロ付き可） 所定の容量のごみを入れた状態で、袋の口を縛れること				
印刷	なし				
顔料	カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。				
外袋の材質	焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある有害物質を発生しないもの				
指定袋への記載項目	なし				
外袋への記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊橋市指定ごみ袋（ひらがなルビ付き、外国語併記）</li> <li>● 生ごみ用（外国語併記） ※外国語は、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語とする</li> <li>● 豊橋市承認番号</li> <li>● 袋の容量、大きさ、厚さ等袋の規格に関すること</li> <li>● 枚数</li> <li>● 指定袋の形状</li> <li>● 連絡先等登録者に関すること</li> <li>● PL法に基づく表示、家庭用品品質表示法に基づく表示</li> <li>● 啓発事項（ひらがなルビ付き） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この袋は、家庭から出る「生ごみ」をごみステーションに出すときに使う袋です</li> </ul> </li> <li>● 事務所や飲食店、農業などのごみはごみステーションに出せません</li> </ul>				
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外袋から指定袋を1枚ごとに取り出せる形態とする</li> <li>● 1セット当たりの枚数の指定はなし</li> <li>● 外袋のおもて面左上に直径 5mm～10mm のパンチ穴を1つずつ計2つ設けること</li> </ul>				